

鳥取市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第19号

鳥取市個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取市個人情報保護条例（平成14年鳥取市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改め、同条第3号中「行政機関個人情報保護法第2条第4項」を「個人情報保護法第2条第3項」に改め、同条第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。